

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成28年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成28年の給与勧告のポイント>

○平成28年度の給料及びボーナスを引上げ

- ・ 民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ。
- ・ ボーナスを0.1月分引上げ、勤勉手当に配分。

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所126事業所について、平成28年4月分の給与等を調査。(職種別民間給与実態調査)

(7) 月例給

職員(行政職給料表適用職員)と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成28年4月分の給与を比較。(ラスパイレス比較)

平成28年4月の民間給与(A)	平成28年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
377,082円	376,493円	589円 (0.16%)

(4) 特別給(ボーナス)

平成27年8月から平成28年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給(ボーナス)の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較。

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.28月分	4.20月分	0.08月分

イ 平成28年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施。

(4) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表(一)に準じ、若手職員を中心に引上げ。(平均改定率0.2%)

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ。

b 初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ。(支給限度額 413,300円→413,800円)

c 実施時期

平成28年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与(行政職給料表)

改定前	改定額	改定後
376,493円	529円	377,022円

参考(行政職給料表)

職員数	3,971人
平均年齢	43.3歳
平均勤続年数	19.2年

・改定額(529円)の内訳

給料	はね返り分(注)	計
506円	23円	529円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 <勧告>

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.1月分引き上げ、勤勉手当に配分。（4.20月分→4.30月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
28年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.80月（支給済み）	0.90月（現行0.80月）	1.70月（現行1.60月）
	計	2.025月（支給済み）	2.275月（現行2.175月）	4.30月（現行4.20月）
29年度以降	期末手当	1.225月	1.375月	2.60月
	勤勉手当	0.85月	0.85月	1.70月
	計	2.075月	2.225月	4.30月

b 実施時期

平成28年12月1日

ウ 給与に関するその他の事項（扶養手当の見直し）

- ・ 人事院は平成28年、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化や、我が国全体として少子化対策が推進されていること等を踏まえ、国家公務員の扶養手当の見直しを勧告。（配偶者に係る手当額を減額し、その上で、子に係る手当を充実）
- ・ 本県における扶養手当の在り方については、国及び他の都道府県の動向を注視しつつ、検討を行うことが適当。

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保

- ・ 職員採用Ⅰ種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行うとともに、より多くの受験者を確保するために、採用説明会の開催やホームページなどでの情報発信を実施。
- ・ 今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について検討するとともに、内容を更に充実させて情報発信。

(イ) 女性職員の採用・登用の拡大

- ・ 平成27年9月に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、各任命権者で特定事業主行動計画が策定され、平成28年4月から取組。
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、女性の受験者確保に取り組んできたところであり、平成28年度からは、県職員を目指す女性を対象にセミナーを実施。
- ・ 管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施。
- ・ 各任命権者において、働きやすい職場環境の整備など、女性職員の登用に向けた取組を更に進めることが必要。

(ウ) 人事評価制度の適正な実施

- ・ 人事評価制度については、平成28年4月の改正地方公務員法の施行に合わせて、各任命権者において制度の見直しや本格実施。
- ・ 各任命権者は、人事管理の基礎として人事評価制度を公正、適正に運用し、職員の業務遂行意欲の向上、組織の活性化を図るという法の趣旨を踏まえ、必要に応じて改善していくよう努めるべき。
- ・ 再任用職員については、人事評価の結果を給与等に反映させることについて、国や他の都道府県の動向を注視しながら検討していくことが必要。

(イ) 雇用と年金の接続

- ・ 国においては、当面、定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、引き続き再任用により対応することが適当であるとの考え。
- ・ 地方公務員についても、国家公務員に係る方針を踏まえ、必要な措置を講ずるよう総務省から要請。
- ・ 本県においても、各任命権者は、職員の能力及び経験を活かせる職務への配置や勤務形態等について引き続き検討を行い、より一層の計画的な人事管理に努めていくことが必要。

(オ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」の実施など、各任命権者において様々な取組を徹底。
- ・ 多忙化する教職員の勤務状況の改善については、更に業務の適正化を図り、より一層の勤務状況の改善に努めることが必要。
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組むことが必要。

b 両立支援の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現のため、子の看護のための休暇制度の拡充等、特定事業主行動計画に基づき職員に積極的に育児参加するよう意識啓発等を実施。
- ・ 育児や介護と仕事が両立しやすい就業環境整備のため、本年の人事院勧告で、介護休暇の分割取得等について民間労働法制の改正に即した見直しを行うことが適当とされた。本県においても、国や他の都道府県の動向を注視し、適切に対応していく必要。
- ・ 今後とも、各任命権者は、両立支援制度の趣旨や内容を職員に十分に周知し、職員が安心して仕事と育児や介護を両立することができるよう、職場環境づくりを進めていくことが必要。

c 心の健康づくりの推進

- ・ 精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、各任命権者の取組は年々充実。
- ・ 心の健康づくり対策にはハラスメントの防止も重要。各任命権者は、ハラスメント防止に関する指針の策定や相談窓口の設置などの取組を実施。引き続き、職員に対し、各種ハラスメント防止に関する一層の意識啓発に取り組む必要。

(2)報告資料

ア 職員の給与

(ア) 職員の給与表別、任命権者別職員数

区 分	職 員 数		知 事	県議会議長	代表監査委員	教 育 委 員 会			警察本部長
	平成27年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校	
給 料 表	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全	14,668	△ 144	3,630	32	18	334	2,829	5,318	13
行政職	3,971	△ 44	3,127	32	18	286	191	-	13
研究職	212	28	167	-	-	28	-	-	-
医療職(1)	33	6	33	-	-	-	-	-	-
医療職(2)	98	△ 7	91	-	-	-	7	-	-
医療職(3)	212	0	212	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員	30	△ 1	-	-	-	-	-	30	-
学校事務職員	293	△ 6	-	-	-	-	-	293	-
計	4,849	△ 24	3,630	32	18	314	198	323	13
高等学校等教育職員	2,578	△ 22	-	-	-	-	2,578	-	-
県立中学校教育職員	53	0	-	-	-	-	53	-	-
市町村立小・中学校等 教育職員	5,015	△ 109	-	-	-	20	-	4,995	-
計	7,646	△ 131	-	-	-	20	2,631	4,995	-
警察官	2,173	11	-	-	-	-	-	-	-

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
			人	歳	年
全			14,668	42.6	18.7
一般職員	行政職		3,971	43.3	19.2
	研究職		212	42.5	16.5
	医療職(1)		33	40.7	7.0
	医療職(2)		98	41.3	15.2
	医療職(3)		212	45.1	17.9
	学校栄養職員		30	43.9	19.6
	学校事務職員		293	43.3	23.4
	計		4,849	43.3	19.1
教育職員	高等学校等教育職員		2,578	43.6	18.6
	県立中学校教育職員		53	43.7	18.7
	市町村立小・中学校等教育職員		5,015	43.5	19.2
	計		7,646	43.5	19.0
警察官			2,173	37.5	16.8
平成27年4月 全			14,812	42.9	18.8

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	78.9	8.4	12.6	0.1	62.5	37.5	
一般職員	行政職	100.0	74.1	8.7	16.9	0.3	78.3	21.7
	研究職	100.0	92.9	4.7	2.4	-	82.1	17.9
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	75.8	24.2
	医療職(2)	100.0	79.6	20.4	-	-	60.2	39.8
	医療職(3)	100.0	36.3	49.5	14.2	-	34.0	66.0
	学校栄養職員	100.0	50.0	50.0	-	-	3.3	96.7
	学校事務職員	100.0	1.7	36.5	61.8	-	32.4	67.6
	計	100.0	69.0	12.4	18.3	0.3	72.9	27.1
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.3	4.3	0.4	-	54.4	45.6
	県立中学校教育職員	100.0	94.3	5.7	-	-	56.6	43.4
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	90.0	10.0	0.0	-	43.9	56.1
	計	100.0	91.8	8.0	0.1	-	47.5	52.5
警察官	100.0	55.5	0.8	43.6	0.0	91.9	8.1	
平成27年4月 全	100.0	78.5	8.8	12.5	0.1	62.6	37.4	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
給料表		円	円	円	円	円	円
	全	349,733	9,474	12,651	371,858	12,241	384,099
一般職員	行政職	335,147	11,876	15,541	362,564	13,929	376,493
	研究職	346,632	12,979	12,410	372,021	14,874	386,895
	医療職(1)	409,333	7,697	72,330	489,360	380,739	870,099
	医療職(2)	316,932	8,872	8,876	334,680	6,916	341,596
	医療職(3)	343,319	7,278	6,297	356,894	4,239	361,133
	学校栄養職員	318,878	3,000	8,676	330,554	4,152	334,706
	学校事務職員	328,123	5,442	7,997	341,562	5,494	347,056
	計	335,618	11,190	14,753	361,561	15,331	376,892
教育職員	高等学校等教育職員	378,593	8,615	12,861	400,069	8,727	408,796
	県立中学校教育職員	374,515	9,840	14,094	398,449	7,519	405,968
	市町村立小・中学校等 教育職員	364,824	6,734	10,140	381,698	12,199	393,897
	計	369,533	7,390	11,085	388,008	10,996	399,004
	警察官	311,557	12,980	13,468	338,005	9,722	347,727

平成27年4月 全	352,213	9,600	8,192	370,005	12,088	382,093
行政職	335,016	12,049	11,558	358,623	13,992	372,615

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」及び「平成27年切替に伴う経過措置額」を含む。

イ 民間の給与

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成28年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成28年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所242事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから126事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係345人（行政職に相当する調査実人員253人）、初任給関係以外の調査職種5,358人（行政職に相当する調査実人員4,421人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は16,355人であり、行政職に相当するものは、10,599人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 111	事業所 4	事業所 3	事業所 8	事業所 31	事業所 65	事業所 38	事業所 48	事業所 25
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	7	-	1	-	1	5	3	3	1
製 造 業	51	4	-	4	16	27	9	27	15
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	21	-	1	-	6	14	11	6	4
卸 売 業、小 売 業	5	-	1	-	1	3	3	1	1
金 融 業、保 険 業、 不動産業、物品賃貸業	10	-	-	1	3	6	6	3	1
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	17	-	-	3	4	10	6	8	3

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所126所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた125所に占める調査完了事業所111所の割合(調査完了率)は、88.8%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,075	217,615	192,092	192,967
	短大卒	179,975	※ 182,679	※ 169,697	※ 177,000
	高校卒	159,735	※ 161,726	154,053	160,855

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	8	52.5	724,441	－	724,441	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.3	771,577	－	771,577	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	2	50.3	599,749	－	599,749	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	工場長	7	52.8	617,393	－	617,393	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	5	54.0	631,258	－	631,258	
	短大卒	－	－	－	－	－	
	高校卒	2	49.9	586,661	－	586,661	
	事務部長	146	53.1	536,954	2,231	534,723	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	103	52.9	548,142	1,400	546,742	
	短大卒	9	55.3	565,270	－	565,270	
	高校卒	34	52.9	497,698	5,181	492,517	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	技術部長	94	51.4	609,013	1,865	607,148	同 上
	大学卒	60	52.0	677,447	1,476	675,971	
	短大卒	4	54.7	512,724	－	512,724	
	高校卒	30	49.7	507,607	2,823	504,784	
	中学卒	－	－	－	－	－	
	事務部次長	91	53.0	487,418	3,473	483,945	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長－課長間)
大学卒	68	53.3	502,677	1,843	500,834		
短大卒	7	54.0	409,734	3,597	406,137		
高校卒	16	51.2	461,668	9,430	452,238		
中学卒	－	－	－	－	－		
技術部次長	57	50.5	566,652	3,332	563,320	同 上	
大学卒	43	50.1	607,098	2,608	604,490		
短大卒	4	54.3	489,420	90	489,330		
高校卒	10	50.2	454,493	7,292	447,201		
中学卒	－	－	－	－	－		
事務課長	264	48.8	493,777	5,149	488,628	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	188	48.3	512,249	3,784	508,465		
短大卒	10	50.3	439,393	13,239	426,154		
高校卒	63	49.8	446,893	7,964	438,929		
中学卒	3	54.8	581,817	150	581,667		
技術課長	209	49.5	513,275	13,737	499,538	同 上	
大学卒	106	48.1	530,329	10,977	519,352		
短大卒	16	49.2	521,493	3,496	517,997		
高校卒	87	51.2	491,185	18,778	472,407		
中学卒	－	－	－	－	－		

(注) 1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成28年4月分平均支給額をXとしている。
2 「中間職(部長－課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額			備 考	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	177	48.2	458,274	31,528	426,746	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長一係長間)
	大学卒	124	47.0	454,090	21,732	432,358	
	短大卒	15	48.3	440,805	36,485	404,320	
	高校卒	38	52.4	480,054	64,296	415,758	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	136	42.0	452,747	12,639	440,108	同上
	大学卒	100	40.9	457,989	7,728	450,261	
	短大卒	13	45.3	452,156	49,002	403,154	
	高校卒	23	47.9	412,024	25,308	386,716	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	236	47.3	436,956	53,480	383,476	係の長及び係長級専門職
	大学卒	110	46.0	436,709	50,755	385,954	
	短大卒	23	47.0	381,638	31,044	350,594	
	高校卒	100	48.7	447,974	59,957	388,017	
	中学卒	3	53.2	519,890	122,090	397,800	
	技術係長	266	45.8	494,632	76,793	417,839	同上
	大学卒	100	40.9	504,701	98,269	406,432	
	短大卒	23	44.2	418,644	41,355	377,289	
	高校卒	133	49.8	496,115	64,383	431,732	
	中学卒	10	48.5	547,316	97,870	449,446	
事務主任	238	43.5	357,362	45,049	312,313	係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長一係員間)	
大学卒	124	41.9	365,406	44,193	321,213		
短大卒	35	45.6	338,696	37,027	301,669		
高校卒	78	45.1	352,292	49,154	303,138		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術主任	313	43.5	482,029	97,819	384,210	同上	
大学卒	113	37.7	427,985	102,770	325,215		
短大卒	37	41.6	497,774	121,680	376,094		
高校卒	159	47.6	511,422	87,990	423,432		
中学卒	4	46.0	490,115	101,480	388,635		
事務係員	1,203	38.0	305,397	34,694	270,703		
大学卒	612	36.0	322,937	41,942	280,995		
短大卒	172	39.9	278,235	21,615	256,620		
高校卒	417	40.2	289,805	28,990	260,815		
中学卒	2	56.4	342,249	59,135	283,114		
技術係員	976	34.4	358,482	73,589	284,893		
大学卒	394	35.1	380,563	82,722	297,841		
短大卒	138	29.9	337,650	77,460	260,190		
高校卒	440	35.6	348,803	63,987	284,816		
中学卒	4	50.3	288,254	77,607	210,647		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A)－(B)
行政職給料表関係	377,082 円	376,493 円	589 円 (0.16%)